

軽減税率の導入について Part1

(1) 税率

平成 29 年 4 月 1 日から消費税率 10%への増税が予定されていますが、これに伴い、消費税率がこれまでの単一税率を前提とした制度から、標準税率（10%）及び軽減税率（8%）が導入されることとなります。軽減税率は、改正前の税率 8%と合計税率は変わりありませんが、内訳が下記のように異なります。

	消費税	地方消費税
改正前 8%	6.3%	1.7%
軽減税率 8%	6.24%	1.76%

内訳が異なることから、これまでの 8%と別物の 8%として管理する必要があります。

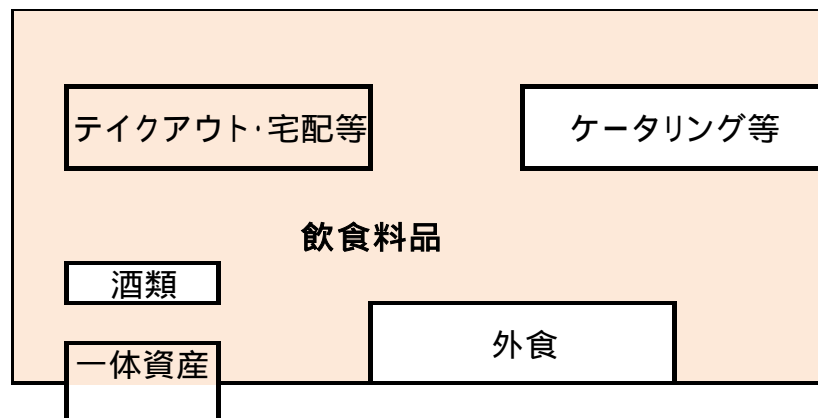
(2) 対象商品

軽減税率の対象となるのは、「飲食料品の譲渡」と「一定の新聞」に限定されています。

食料品の譲渡

食品表示法に規定する全ての食品（酒を除く）が該当します。ただし、外食やケータリングは含まれません。また、食品と食品以外が一体として販売されるものについては一定の要件を満たす場合には軽減税率の対象となります。

イメージ図



軽減税率適用 有
軽減税率適用 無

A．外食と持ち帰りの線引き

以下の2つの要件が揃った場合に外食に該当します。

- テーブル・椅子・カウンター等の設備の提供があること
- 飲食料品を飲食させる役務の提供であること



そのためコンビニのイートインコーナーは、aの要件は満たしますが、持ち帰りの時と同じ包装等をして販売している場合は、bの要件を満たさないため外食には該当しません。しかし、イートインで食事するというので、温めてトレーに乗せて提供した場合には、bの要件も満たすことになり、外食に該当することになります。

また、屋台のおでんやラーメン屋の場合はテーブルやカウンター等の飲食設備を備えている場合は外食に該当しますが、テーブルや椅子などを提供せず、公園などベンチの近くで営業し、顧客はそれらを利用することが想定されているが、販売者自身が提供していないのであれば、持ち帰りとなり軽減税率の対象となります。

B．酒類

酒類は飲食料品から除かれているため軽減税率の対象になりません。

酒類にはみりんや料理酒など酒税法上酒類に分類されるもの含まれます。ただし、次に掲げるようなものについては、一見酒類に含まれそうですが、酒税法上酒類には該当しないため軽減税率の対象となります。

軽減税率 対象品目

みりん風味調味料



ノンアルコールビール



甘酒



C. 一体資産

食品と食品以外のものがセットで販売されているような場合（紅茶とティーポット・お菓子と玩具など）には以下の要件を満たす場合には軽減税率の対象となります。

- 一体の価格が税抜1万円以下で、価格の区分がないこと
- 全体の2/3以上が食品であると認められること（原価比率等合理的に判定）

食品と酒類のセット販売

ビールと惣菜をセットにして販売する場合には、食品と食品以外のセットに該当しないため、上記の一体資産の販売にはなりません。

一定の新聞

政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行新聞の定期購読契約に基づく譲渡が該当します。よって、株式新聞や競馬新聞であっても定期購読契約であれば該当します。一方、一般紙であったとしても駅やコンビニで販売される新聞は軽減税率の対象となりません。

軽減税率 対象品目

